

## 市民意見の募集結果

(仮称)小田原市個人番号の利用等に関する条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市個人番号の利用等に関する条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成27年6月22日(月)
意見提出期間	平成27年6月22日(月)から平成27年7月21日(火)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	4件(2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他(質問など)	3

〈具体的な内容〉

(1) マイナンバーを含んだ情報の管理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市がマイナンバーを利用するにあたり、情報管理はどのようにされるか。 （情報が漏えいしないという保証をどのように市民にしてもらえるか。）	D	マイナンバーを含んだ情報の管理については、システム面・制度面の両面から様々な安全策を講じます。 システム面の保護措置として、マイナンバー制度導入後も個人情報は今までどおりそれぞれの行政機関において、分散して管理を行うほか、他の機関と情報を連携する際は、個人番号を直接用いず、符号を用いて行います。 一方、制度面での保護措置として、法律の規定によるものを除き、マイナンバーの収集・保管等は禁止されています。 また、マイナンバーを情報システムで取り扱う地方公共団体等には「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられています。本市においても、マイナンバーを含んだ個人情報の漏えいその他リスクを分析し、リスクを軽減するための適切な処置等を図るようにしています。評価結果は市のホームページでも公開しています。

(2) 住民基本台帳カード等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	住基カードは今後どうなるか。 確定申告を e-Tax で行っているが、今後はどうなるか。	D	「住民基本台帳カード」は、取得後 10 年間は利用可能です。しかし、平成 28 年 1 月から発行が開始される「個人番号カード」を取得したかたは、住民基本台帳カードの利用はできなくなります。 （※住民基本台帳カードと個人番号カードを両方持つことはできませんので、個人番号カードの交付時に住民基本台帳カ

		<p>ードを回収します。なお、個人番号カードの取得は任意です。)</p> <p>個人番号カードには、e-Tax 等の電子申請が行える電子証明書が標準搭載されています。住民基本台帳カードにおける電子証明書は、発行後 3 年間は利用可能です。平成 28 年 1 月以降、住民基本台帳カードにおける電子証明書が失効した際は、個人番号カードに切り替えることで、引き続き e-Tax 等の電子申請を利用いただけます。</p> <p>なお今後、個人の e-Tax 利用者について、住民基本台帳カード・個人番号カードを用いた公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する認証方式に加えて、それらを利用しない新たな認証方式が導入される予定です。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。</p>
--	--	---

(3) マイナンバー制度導入に伴う効果に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>マイナンバーの利用で、社会保障・税分野で効率性・透明性が高まるとあるが、市民にとって具体的にどのような場面で効率性・透明性が高まるか。</p>	D	<p>マイナンバー制度の導入により、社会保障、税、災害対策における行政手続の際に、窓口で提出する書類が簡素化される等、申請者の効率・利便性が向上します。また、行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることができるため、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られることが期待されています。</p>

(4) 条例への独自利用事務の規定に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>独自利用事務について、規則へ委任すると、首長決裁のみで独自利用事務が追加でき、行政による恣意的な運用がされてしまう恐れがあり、マイナンバー法の考え方と相反する。</p> <p>独自利用事務については条例に列記し、追加や削除をする際は、市議会の議決を持って決定するよう変更すべき。</p>	C	<p>独自利用事務を追加する場合は、条例に個別事務を規定することとなるため、首長決裁のみで独自利用事務が追加されることはなく、市議会の議決を持って決定することとなります。なお、規則への委任については、条例を定めるに当たり、別表の具体的な内容など個別具体の事務に関して必要な事項を、規則で定めることも考えられるため、規定を設定したものです。</p> <p>※検討の結果、規則へ委任する事務が見込まれないことから、規則委任の条項は削除する予定です。</p>

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務（仮）」については、条例に規定しないこととします。</p>	<p>事務処理方法の検討の結果、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務（仮）」を独自利用事務として条例に規定しないこととしました。</p>
2	<p>「市の責務」については、条例に規定しないこととします。</p>	<p>「地方公共団体の責務」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定があるため、検討の結果、条例に規定しないこととしました。</p>

	政策案との差異	市の考え方
3	市役所内の情報連携により、特定個人情報の利用を行う場合における、書面提出のみなし規定を条例に規定します。	条例に規定予定の、市役所内の情報連携によって、特定個人情報の利用を行う場合において、行政事務の効率化と住民の利便性の向上のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第22条第2項に規定する書面提出のみなし規定と同様の規定を置くこととします。